

平成18年度第2回岐阜県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催日時 平成18年9月13日(水)
13時30分～14時45分

2. 開催場所 水産会館2F 第3会議室

3. 委員の定数 13名
出席委員 8名

漁業者代表 : 太田 嘉俊 神谷 清 桂川 善彦 萩永 茂生
吉澤 喜 奥村 義雄
遊漁者代表 : 安藤 幸道
学識経験者代表 : 川合 千代子

4. 審議事項 議第4号 委員の辞職について
議第5号 会長及び会長職務代理者の選出について
議第6号 岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程の改正について
議第7号 遊漁規則の一部変更について
議第8号 滞留天然遡上アサ再放流事業に係る増殖指示数量への加算認定について

5. 議事の経過

【開会宣言】

太田職務代理者： 本来、議事進行については、会長が努めるところでございますが、このたびの(会長の)辞任届けの提出により、会長職務代理者である私が、努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、只今から、平成18年度第2回の内水面漁場管理委員会を開会します。

本日の議題は、委員の辞職について他4件でありますのでよろしくお願いいたします。

本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

【出席委員数確認】

松井書記： 本委員会委員定数13名中8名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

【議事録署名者指名】

太田職務代理者： それでは、本日の議事に先立ちまして、私の方から議事録署名者に、神谷委員さんと萩永委員さんのお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【議第4号】

太田職務代理者： それでは、【議第4号】「委員の辞職について」を議題とします。
事務局に委員の辞職手続き及び桑田委員の辞職理由についての説明を求めます。

松井書記： 議第4号「議員の辞職について」でございます。

4ページをご覧ください。漁業法第96条で「委員は、正当な事由がなければ、その職を辞することができない」と規定されています。また、その理由の正当性の認定は漁場管理委員会で行うこととなっております。

このたび、3ページのとおりに、桑田会長から平成18年9月8日付けで辞任届が提出され、理由については書面のとおりであります。正当な事由とは法文上明確にされておきませんが、社会通念に従って判断すべきものですが、本人の辞任の意思に反して、在職を強制しうるものではありません。

太田職務代理者： では、議第4号議案について、お諮りいたします。

桑田委員の辞職理由について、漁業法第96条に基づき正当な事由であると認定することとしてよろしいか。

委 員：【「異議なし」の発言あり】

太田職務代理者： ご異議がないようですので、岐阜県内水面漁場管理委員会として、桑田委員の辞職理由は正当性のあるものと認定いたします。

【議第5号】

太田職務代理者： それでは、【議第5号】「会長及び会長職務代理者の選出について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

松井書記： 議第5号「会長及び会長職務代理者の選出について」でございます。

会長の辞任に伴い、新たな体制として、会長及び会長職務代理者を選出していただきたいと思ひます。岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第4条で選出の方法は委員による互選となっております。

太田職務代理者： では、これより、会長及び会長職務代理者の互選を行います。互選の方法は、推薦により行いたいと思ひます。これに異議ありませんか。

委 員：【「異議なし」の発言あり】

太田職務代理者： ご異議がないものと認めます。よって互選の方法は推薦によることとします。

どなたか推薦していただける方はいらっしゃいませんか。

安藤委員： 会長に太田委員を、会長職務代理者に駒田委員を推薦いたします。

太田職務代理者： 安藤委員から、会長を私、太田、会長職務代理者に駒田委員の推薦がございましたが、他にご意見はございませんか。

太田職務代理者： ご意見がないようですので、推薦のあった私、太田を会長に、駒田委員を会長職務代理者にすることについて、お諮りいたします。

【議第5号】「会長及び会長職務代理者の選出について」は安藤委員から推薦のあったとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員：【「異議なし」の発言あり】

太田職務代理者： ご異議がないようですので議第5号については推薦のとおり決定します。

それでは、会長に選任いただいたということで、今後とも、皆様のご協力を得ながら努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、以降の議事進行については、会長として、引き続き、私が進行させていただきます。

【議第6号】

会長： それでは、【議第6号】「岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程の改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

松井書記： 議第6号「岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程の改正について」でございます。7ページの改正に係る新旧対照表をご覧ください。

現状では、会長の職務を代行する場合は会長に事故あるときのみを規定しております。事故とは本人の意思に反する思いがけない出来事等を想定しており、今回のように本人の意思をもって辞任される場合や都合で委員会を欠席される場合が読みとれないことから、改正するものです。

会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

委員：【「異議なし」の発言あり】

会長： ご質疑もないようですので、只今から採決を行います。

お諮りいたします。議第6号「岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程の改正について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員：【「異議なし」の発言あり】

会長： ご異議がないようですので議第6号については原案のとおり決定します。

【議第7号】

会長： それでは、【議第7号】「遊漁規則の一部変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

後藤書記： 漁業法第129条第4項の規定により、第5種共同漁業権の遊漁規則の変更について、知事より諮問があったものです。

対象は、内共第22号の県境漁場における遊漁規則となります。当該漁業権漁場は、岐阜県・愛知県境となる木曽川の中流域、つまり、美濃加茂市から羽島市地先までの区域にあり、岐阜県の木曽川長良川下流漁協、日本ライン漁協、そして、愛知県の愛北漁協、木曽川漁協の計4漁協の共有名義人として第5種共同漁業権が免許されています。

なお、免許は、有効期限となる10年毎に岐阜県、愛知県が交代で免許しており、平成16年から25年までは岐阜県が免許しています。つまり、愛知県側の漁協に関わる行使規則及び遊漁規則についても、岐阜県が認可することとなっています。

当該漁業権漁場における遊漁規則は、4漁協共通のものとなるため、今回、変更申請のあった遊漁規則については、漁業法第5条により、4漁協の代表者としての届け出が出されている木曽川長良川下流漁協が代表して申請してきたもので

す。

では、12 ページをご覧ください。変更の内容は、特定釣り漁場の新設です。

設置理由については、一般漁場として利用度の低い特定区間の有効活用を図るとともに、水産振興、地域振興に貢献するためとなっております。

特定釣り漁場は、女性や子供達が気軽に釣りを楽しめる施設として人気があり、遊漁料収入の減収に悩む漁協にとっても安定的な収入源として期待できるものがありますので、漁協経営の健全化を図るためにも、水産庁の指導の範囲内で積極的に特定釣り漁場の開設が可能となるよう、県において「特定釣り漁場設置要領」を定めております。設置場所については、15 ページと 16 ページに示しております。15 ページの美濃加茂市の木曽川右岸側派川の太田橋下流端の下流 500 m の地点から下流 670 m の間地先の木曽川については、写真でもお分かりのように川幅も狭く、区域の最上流部及び最下流部に網を張ることで、一般漁場と区切ることが可能です。また、16 ページの坂祝町一色地内、木曽川右岸河川敷地内の湧水池については、高水敷のため、年に数回出水する程度であり、現状のままで一般漁場とは区切られています。これは、「特定釣り漁場設置要領」にあるとおり、河川の形状あるいは工作物の設置等により、放流された特定の魚種が、天然のものと混合しない場合に限るという制限事項に該当するものと考えられます。

なお、対象とするアマゴについては、県漁業調整規則のアマゴの禁漁期間のとおりに、2 月 1 日から 9 月 30 日まで間で組合が定めて公示する期間、ニジマスについては 1 月 1 日から 12 月 31 日まで間で組合が定めて公示する期間となっております。

また、料金設定については、17 ページ、18 ページの開設計画書にある料金算定の資料により、アマゴは 1 人あたり 1 kg、2,500 円、小学生以下は 500 g、1,000 円、ニジマスは 1 人あたり 1 kg、2,000 円、小学生以下は 500 g、1,000 円との設定となっております。

なお、特定釣り漁場の運営については、漁協直営として、日本ライン漁協が管理することとなっております。

以上の内共第 22 号の遊漁規則の変更についてご審議をお願いいたします。

会 長： ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

桂川委員： 今、説明のありました坂祝町の特定釣り漁場については、溜池のような形になっているのですが、これは、洪水時に水がつくということで、漁業権が設定されているのですか。

後藤書記： 漁業法上の解釈の中で、洪水時に水の浸かるところまでは、漁業権の及ぶ範囲となっております。

奥村委員： 美濃加茂市の特定釣り漁場について、上端と下端に置くという柵についてですが、構造物というのはどの程度まで認められるのでしょうか。

後藤書記： 河川工作物の設置については、河川法により規定されていますので、水産部局で許可は出しておりません。しかし、出水があった場合には、容易に取り外しが出来る程度のものではあれば、許可されると聞いております。

会 長： ご質疑もないようですので、只今から採決を行います。

お諮りいたします。議第 7 号「遊漁規則の一部変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員：【「異議なし」の発言あり】

会長： ご異議がないようなので、議第7号「遊漁規則の一部変更について」は原案のとおり決定します。
では、事務局、答申文案を朗読してください。

後藤書記：【答申文案を朗読する】

【議第8号】

会長： 次に、【議第8号】「滞留天然遡上アユ再放流事業に係る増殖指示数量への加算認定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

後藤書記： 資料20ページをご覧ください。

「滞留天然遡上アユ再放流取扱要領」第6条第1項の規定により、牧田川漁協、根尾川筋漁協、恵那漁協から事前協議があり、平成18年3月1日に開催した本委員会においてご審議いただいたところ、適正であると認められましたので、同日付け岐漁管委第18号により、3漁協に対し、その旨回答いたしました。

今回、各漁協から、事業完了に伴い、21ページから36ページのとおり、本委員会へ実績報告書が提出されましたので、3漁協の採捕実績について、その内容が「滞留する天然遡上アユの再放流取扱要領」に基づき、実績数量を当委員会が指示する増殖指示数量に加算するに十分な内容であるか否かについて、ご審議をお願いします。

なお、「滞留天然遡上アユの再放流取扱要領」によると認定に必要な要件は、採捕・輸送の方法等がアユにストレスを与えない方法であり、再放流後に資源の増大に寄与したと認められること。そして、採捕量・放流量の確認は、組合の役員若しくは事務員が立会し、報告の責任を明らかにすることの2点となります。

それでは、配布資料中に、各組合からの実績報告書の写しが添付してありますので、これに沿ってご説明いたします。

先ず、牧田川漁協からの実績報告です。

採捕場所は、養老町三神地内の国土交通省第11号堰堤付近の牧田川です。25ページに捕獲に用いたエリの設置の状況や捕獲されたアユの放流状況等を掲載しております。漁協からの報告によりますと、今年は、4月上旬からエリを設置したものの出水により4月下旬と5月下旬にエリが流され、さらに、アユの遡上が例年よりも1ヶ月ほど遅れたため、実際の採捕期間は、6月1日から13日までとなったとのことでした。なお、採捕したアユは、その日のうちに、輸送車にて、再放流場所へ運び、再放流を行っています。再放流場所については、資料24ページの地図の一之瀬橋付近です。

採捕実績は、40kgであり、再放流後は、速やかに分散したと報告されています。

次に、根尾川筋漁協からの実績報告です。26ページと27ページをご覧ください。採捕場所は、根尾川の旧真正町地先の海老堰堤下流となります。30ページ、31ページに捕獲の状況や捕獲されたアユの放流状況等を掲載しております。今年は、昨年のような異常渇水までとはならなかったものの、例年に比べ遡上時期が遅く、実際に堰堤下流に滞留するアユが確認できた時期は短期間であったため、採捕期間は、6月18日から6月20日までとなっています。なお、採捕日毎に、再放流場所へ輸送し、再放流を行っています。再放流場所については、29ページに示した8箇所分散して再放流しております。

採捕実績は、120kg であり、再放流後は、速やかに分散し、歩留まりも良かったとの報告です。

続きまして、恵那漁協からの実績報告です。32 ページと 33 ページをご覧ください。

採捕場所は、恵那市の阿木川ダム湖に流入する阿木川に設置された魚道内です。36 ページ魚道に設置したトラップの状況があります。

採捕期間は、5 月 25 日から 7 月 2 日までであり、採捕したアユは、その日のうちに輸送車にて、再放流場所へ運び、再放流したとのことです。再放流場所については、35 ページに示した約 12 箇所分散して再放流しております。

採捕実績は、569.2kg であり、恵那漁業協同組合のアユの増殖指示数量の約 1 割を捕獲したこととなります。なお、再放流後は、速やかに分散し、歩留まりも良かったと報告されています。

以上、3 組合からの事業実績が、増殖事業に認定するに十分な内容であり、かつ実績数量を増殖指示数量に加算するか否かについてご判断をお願いいたします。

会 長： 只今、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

荻永委員： 牧田川に設置したエリについては、出水により 3 回流されておりますが、今年は、これまでに多くのアユが捕獲できています。なお、再放流した場所についての釣り人の評判は良好でした。

会 長： 他にご意見はございませんか。

会 長： ご意見もないようですので、只今から採決を行います。
お諮りします。議第 8 号「滞留天然遡上アユ再放流事業に係る増殖指示数量への加算認定について」は、事務局説明のとおりで異議ありませんか。

委 員：【「異議なし」の発言あり】

会 長： では、ご異議がないようですので議第 8 号については、事務局説明のとおり認定します。

会 長： 以上で、議案の審議は全て終了しましたが、せっかくの機会でありますので、何かご発言はありますか。

臼田事務局長： 古川町の瀬戸川については、過去、コイヘルペスウイルス病が発生し、汚染河川として、現在、委員会指示により、コイの持ち出しが禁止されております。瀬戸川のコイについては、古川町の観光名所として有名ですが、冬期の瀬戸川は、融雪用の水路として使用されることから、秋にコイを付近の個人池に移動させて、春にまた瀬戸川に戻しております。

委員会指示では、汚染河川からの持ち出しには、委員会の許可が必要となりますので、昨年も許可を出しております。今年も、11 月頃に古川町から申請される予定ですが、コイを移動させなければ、死んでしまうという事情もあることですから、申請があった場合、事務局で処理させていただきたく、委員の皆様のご了解を得ておきたいと考えております。

会 長： 瀬戸川の事情については、理解できますので事務局の提案のとおり処理することとしてよろしいでしょうか。

委員：【「異議なし」の発言あり】

会長： ご異議もないようですので、事務局で対応をお願いします。

会長： その他ご意見はありませんか。

会長： ないようですので、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。
委員の皆様のご協力により委員会をスムーズに閉会することができました。
誠にありがとうございました。

平成18年9月13日

会長

議事録署名者

委員

委員

